

ご意見（表現等含め原文のまま）	ご意見への対応	市の考え方
<p>1. 「介護給付準備基金」が10億円を超えると予測される事についてどうしてそうなったのか、その理由を深くつきとめ、明らかにし、その基金は市民の払う保険料に充てるのが正当な考え方だと思います。是非保険料に充てて下さい。</p>	(1)	
<p>第7期で「介護保険給付費準備基金」が10億円程になるといわれますがそれを全額取り崩すと月/約4420円になると思います。市民にわかりやすい説明を求めます。</p>	(1)	
<p>6章 介護保険料を安く。第7期までで10億超える基金は次期保険料の引き下げに取り崩して。 この案になぜ8期の介護保険料が書き込まれてないのか。厚労省の計算式に瀬戸の実態と基金を入れて予定額が出せるのでは。基金は7期の見込みが高すぎたからでは。</p>	(1)	
<p>10億円にも達するという「介護保険給付費準備基金」は、介護にしか使えないようなので取り崩して介護保険料を下げてください。</p>	(1)	
<p>保険料の引き下げを希望します。 「計画案」で示されている介護保険事業費等の見込みでは、3年間合計で273億円余が示されています。年平均で91億円余になります。第1号被保険者の保険料の割合は23%とされています。一方、給付準備基金が2019年3月で9億円余あり、2020年度末にはさらに増加すると予測されています。第7期の保険料基準額にもとづいて納められた2019年度の保険料の額を参考に考え、第8期の3年間毎年3億円を取り崩すとすれば10数%の引き下げが可能のように思えます。間違っているでしょうか。 「基金」が予想以上に増加しているということは県下の他の自治体でも報告されています。厚生労働省の指針や、給付見込み量・額の基準、計算式が間違っていて、見込み量・額が過剰に出てしまっているのではないのでしょうか。</p>	(1)	<p>第7期計画において算定した介護サービスの給付の見込みより実際の給付が下回り、予定していた基金の取り崩しかなかったことと、重点的に取り組んだ介護予防事業の効果が出てきていることが基金残高の増加につながったと捉えています。</p> <p>介護保険料については、瀬戸市介護保険条例において定めており、本計画の策定と並行して瀬戸市議会の議決を経て決定されます。このため、介護保険料は今回の意見募集の対象としておりません。</p> <p>介護給付費準備基金の目的は介護保険制度を将来にわたり持続性のある制度として維持していくためであり、基金の取り崩しについては慎重に判断して介護保険料を設定します。</p>
<p>今年度末には、10億円に達すると予測されている「介護保険給付費準備基金」を取りくずして保険料を下げてください。</p>	(1)	
<p>高すぎる介護保険料を引き下げてください。 第8期計画案には保険料がどうなるか記述がありません。そこで介護給付費総額の見込み約266億5000万円から単純計算をしたところ1人月/約4590円となります。 ・65才以上の給付費負担分を24% ・65才以上人数3年間平均38729人</p>	(1)	
<p>第8期介護保険事業計画（案）の中に、保険料の見込み額が記述されていません。市民・被保険者にとって「保険料」がどうなるのかは重要な問題で、関心の高い問題です。「計画案」に保険料の記述がないのは行政のあり方として無責任ではないでしょうか。 4月からの介護報酬が未確定な為に、改訂によって介護給付費の見込み額や保険料の見込みが変動することが予想されますが、そのことは市役所にとっては不可抗力とも言えるもので、パブリックコメントの後に変更となっても非難されることはないと思います。 また「計画案」には保険料について、「介護給付費準備基金や、県の財政安定化基金の取り崩しによる交付金を見込むことにより、介護保険料基準額を引き下げます。」と書かれていますが、その後では、基準額が第7期と比べて増額とも減額とも書かれていません。矛盾しています。これでは何のことか分からず、「意味不明」です。保険料の見込み額を記述した「計画案」でパブリックコメントをやり直す事を希望します。</p>	(1)	

ご意見（表現等含め原文のまま）	ご意見への対応	市の考え方
<p>2. 瀬戸市には「利用料」の減免制度がありません。「利用料が払えない」という人については是非減免して下さい。</p>	(3)	
<p>6章 介護保険料が高くしかも利用料は思ったより負担が大きくて、利用を控えるというアンケートの回答がある。いまある減免では一人も恩恵がない。利用料の減免件をおおきく、利用しやすい条件に変えてほしい。</p>	(3)	
<p>介護利用料の減免をお願いします。利用料が払えなくて利用できないので体調が悪くなる人がいます。</p>	(3)	本市では、国の基準に基づいた減免制度を実施しています。
<p>「実態調査」で、サービスを利用しない理由として、利用料が払えないと答えた人があります。利用料の減免制度を設けてください。</p>	(3)	
<p>「利用料」の減免制度を実施し、利用料の減額をして下さい。安心して利用ができます。</p>	(3)	
<p>第4章 本人が在宅での介護を望む場合、その支援を最大にとは思うが、一人暮らし、老々介護が増えるなか施設入所は切実な問題。昨年達成できなかった特養を早急に。</p>	(1)	
<p>施設が不足しており、私自身も有料老人ホームは無理です。第7期新設計画を絶対に実現して下さい。</p>	(1)	
<p>第8期の計画に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を入れてください。介護は準備していても突然やってきます。私の夫は1昨年脳梗塞で倒れ救急病院に2ヶ月、リハビリ病院に4ヶ月お世話になりました。退院後どうするか、唯一の家族である妻はパーキンソン病で夫の介護はとでもできません。とにかく施設へ申し込みが必要と考え10ヶ所以上を訪問しました。どこも待機者がいて「100人待ち」「1年待ち」と言われました。どうにか特養に入れた時はどんなに安堵したことでしょう。以後手厚い介護を受け夫も私もどんなにか助かっています。 高齢者は確実に増えていきます。そして一番困るのが、常時介護が必要で、在宅生活が困難な高齢者です。ところが、計画には介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は入っていません。（P.108）</p>	(1)	
<p>特養希望者が73名（令和2年）いるときいています。この73名について訪問調査が行われているのでしょうか。 第7期で建設予定だった特養を第7期、第8期と無視するわけにはいきません。第8期計画に特別養護老人ホームの建設計画をぜひ入れていただくをお願いします。</p>	(1)	愛知県が公表している特別養護老人ホーム入所申込者（待機者）の人数を把握したうえでサービス見込み量等を考慮し、第7期計画から引き続き、愛知県と調整や協議を重ねながら、特別養護老人ホームの施設整備の検討を行います。
<p>瀬戸市は愛知県と比べて高齢化率が高く、今後も高くなっています。また、要介護者も増えていく将来推計になっています。 瀬戸市に特別養護老人ホームはもっと必要だと思います。早急に作ってください。</p>	(1)	
<p>「特別養護老人ホーム」の新設を計画に盛り込むように希望します。 「特養」の増設が計画にないように思います。 単身者、高齢者だけの世帯で、日常的な介助・介護が必要で在宅では暮らせないため、施設入所を希望してもなかなか見つからなくて大変だったというのを聞きます。待機者も減っていないと思います。計画に盛り込んでください。</p>	(1)	
<p>特別養護老人ホームを早く作って下さい。 介護が必要で在宅での介護ができなくなった人が何年も待たずに入所できるようにして下さい。施設がなく、高い入所料の施設には入れないという人がたくさんいます。</p>	(1)	

ご意見（表現等含め原文のまま）	ご意見への対応	市の考え方
<p>また、医療が必要な方は、特別養護老人ホームに入ることが困難だと聞きました。そのため、やむを得ず自宅で家族が介護サービスを使いながら生活している方や、有料老人ホームに入居している方もいます。今後も高齢化が進み、介護に加えて医療が必要な方も増えていきます。</p> <p>瀬戸市として、このような方が安心して暮らせる施設も確保してほしいです。介護サービスの見込み量だけではなく、これからの施設整備がどうなるのか、見えづらいので、具体的な数字を表してください。</p>	(1)	<p>医療や看護を受けながら、長期的な療養を受ける必要がある要介護者の施設として、介護医療院があります。</p> <p>今後もサービス利用の需要を考慮し、愛知県と調整や協議を重ねながら、介護医療院等の施設整備の検討を行います。</p>
<p>他方で第8期計画における基本指針に基づき保険料の算定に影響しない事案について事業量の見込みおよび体制整備について推計を行っています。(P.112)</p> <p>「住宅型有料老人ホーム」および「サービス付き高齢者向け住宅」が増加とありますが、なぜ増加しているのか、その実態が不明です。介護老人福祉施設（特養）が足りない為に特養に比べはるかに高い費用を支払って「住宅型有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」に入所しているのが実情ではないでしょうか。</p>	(2)	<p>生活環境、家庭環境等に応じたニーズが多様化しているため、「住宅型有料老人ホーム」および「サービス付き高齢者向け住宅」などの需要が増加していると考えています。</p>
<p>厚生労働省から出される政策指針は全国に出されるものでとくに予算については高く算出（保険料など）されるそうです。そのために各自治体があり、各市町村は実態に合った政策を計画をたてることになっています。</p> <p>以上の事は十二分に知って見えてはいると思いますが、実行していくことが大切ですので心からお願い致します。</p>	(2)	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
<p>第3章 高齢者の姿のうち地域住民が支え助け合いとあるが、すでに老人会は廃止あるいは継続が困難になっている。実態を踏まえ「安心の公助社会」として欲しい。</p>	(2)	<p>本計画において、地域共生社会の実現のため、公的な支援とともに、高齢者を含めた全世代で支え合い、助け合う社会を実現することを目標としています。</p>
<p>第4章 介護の質を上げるためには公費での研修を企画して。特に認定調査員の資質向上に研修を。</p>	(2)	<p>本計画において、介護職員に研修会を開催し、資質向上支援を図ります。また、認定調査員の研修を実施し、調査スキルの向上と標準化を推進してまいります。</p>
<p>第4章 介護に関する相談窓口を市のわかりやすい所に設置してほしい。事業所には言いにくいこと、金銭的なこと、施設のことなど相談できると安心。</p>	(2)	<p>現在、市役所2階総合相談窓口にて福祉全般の相談窓口を設けています。</p> <p>また、基本目標4の実現に向けて、地域包括支援センターの運営の参考とさせていただきます。</p>
<p>第4章 介護サービスは利用者の立場で丁寧に説明、周知を。</p> <p>特に入所施設を探す折に家族がはしり回るという実態がある。先に述べた相談窓口があればと思う。</p>	(2)	<p>本市高齢者福祉課・基幹型包括支援センター・地域包括支援センターにおいて、介護全般に対して相談を行っています。</p>
<p>「計画案」では「介護福祉手当」を支給すると書かれていますが、同時に「見直し」にも言及されています。廃止しないでください。</p>	(2)	<p>介護保険制度や家庭介護支援のあり方を踏まえ、手当の支給内容や方法について検討してまいります。</p>
<p>高齢者の人数の増減は、人の生死を想像させる重みを感じた。</p> <p>ただ、瀬戸市で安心した死をどう迎えるのかは、個人個人に課せられた課題でもあるので、生き延びることだけではなく老後への導きも必要だと思う。</p>	(3)	<p>地域包括ケアシステムの深化・推進のため、在宅医療・介護連携の推進の際に参考とさせていただきます。</p>
<p>最近、藤原辰史氏（農業史）の著作を読んでいる。「食べることを考えること」は多義に渡って深い内容であり、その点「食べるとはどういうことか世界の見方が変わる三つの質問」は子どもと一っしょに語り合う記録として読みやすいが深い本だ。瀬戸市でも食べることから老いることを考える機会がほしい。</p>	(3)	<p>一般介護予防の推進の際に参考とさせていただきます。</p>
<p>できるだけ最後まで歩ける予防として、ヨガや太極拳を無料で体験できる場を設けてほしい。</p>	(3)	<p>一般介護予防の推進の際に参考とさせていただきます。</p>
<p>第4章 介護事業所・介護労働者が安心して仕事を続けられるような支援を。コロナ加算など利用者への負担ではなく公的な支援・施策を実施して。利用者の負担が増す施設から要求されると断れない。</p>	(3)	<p>国において介護事業所や介護労働者向けの支援施策を行っています。</p>
<p>第4章 介護サービスでおむつの支援を広く、金額も上げてほしい。毎月1万超える人もある。</p>	(3)	<p>家族介護者への支援について検討する際に参考とさせていただきます。</p>

ご意見（表現等含め原文のまま）	ご意見への対応	市の考え方
<p>要介護認定調査から決定までを短くしてください。 調査から認定まで1ヶ月以上を要し、認定通知が届いた時には本人が死亡していた例もあります。私の母もそうでした。</p>	(3)	<p>今後も国が示している基準に従い、適切かつ円滑な要介護認定事務に努めてまいります。</p>
<p>瀬戸市にはとても素晴らしいことばがつくられています。 「住みたいまち、誇れるまち、新しいまち」のスローガン（合いことば=理念や目的を簡潔に言い表した覚えやすい標語=守ってほしい事）であり、市民に対し市が守ることばでもあります。 1. 2. を少しでも実現する事が首長、議員の仕事ですし、理念を守ることにもなります。 スローガンのことばの前には将来像とありますが、いったい「いつ」の事を想定されていますか。首長、議員が何期か在职中に実現しようと思ってみえるのか知りたいです。「絵にかいたもち」にしないで下さい。</p>	(4)	<p>「住みたいまち、誇れるまち、新しいせと」は第6次瀬戸市総合計画で掲げた将来像であり、瀬戸市民が共有する10年先のビジョンとして想定しています。この第6次瀬戸市総合計画は平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間としています。</p>
<p>地域福祉の基本理念「気づき、よりそい、手をつなぐ 私たちのまち せと」は市民のねがいであり、そのねがいを首長や議員に託して選ばれている事を「気づいて、市民の思いによりそい、議員同士が手をつなぎ、よりよい福祉のさされる私たちのまちせと」にしていってください。</p>	(4)	<p>「気づき、よりそい、手をつなぐ 私たちのまち せと」は瀬戸市地域福祉計画の基本理念であり、瀬戸市高齢者総合計画もこの理念を念頭に、計画策定に取り組んでいます。</p>
<p>まず、ダウンロードが章立てになっていて、とても読みやすく、第3次瀬戸市環境基本計画が読みにくかったことと比べ、カラーになっているのも見やすかった。計画案はまず、思わず読んでみようと思わせる工夫が必要であろう。</p>	(4)	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 今後も計画策定の際に参考とさせていただきます。</p>
<p>第2章 瀬戸の高齢者の増加にあたり要介護にしないための施策が必要とあるが、現実にはコミバスの減便は考えられない。通院・買い物など生活の幅を広げられなければ免許証の返納もできない。交通手段はすべて福祉・子育て支援を考えた施策として欲しい。</p>	(4)	<p>コミュニティバスは地域の実情を踏まえつつ、運行経費や運送収入による収支率も踏まえた効率的・効果的な運行のあり方を検討し、生活交通として市民の皆様の移動確保を進めています。引き続き、意見交換を通じて利用ニーズ等の情報共有を図り、運行内容へ反映してまいります。</p>